



市民税・都民税が大きく変わりました

税源の移譲に伴う税制改正を解説

市民税課 ☎(☎内線1321)

定率減税の廃止

市民税・都民税の定率減税が平成18年度は半減されましたが、平成19年度から廃止となります。

所得税についても定率減税が平成18年分から半減され、平成19年分の所得税から廃止となります。

税源移譲の前後で所得税と市民税・都民税を合計した税負担は変わらないような配慮はされています(別表1)

しかし、定率減税廃止・半減の分だけ前年と比べた場合に、実際の収入が変わらなくても税額は増えることとなります。

平成19年度の市民税・都民税の税額は、市HPから試算できます。

税源移譲に伴う年度間の所得変動についての経過措置

例えば退職等の理由により、平成18年中は所得があり、平成19年中の所得はなくなった方で一定の要件を満たす方については、平成19年度分の市民税・都民税を税源移譲前の税率で計算し直す措置を設けます。

申請時期については、平成20年7月を予定。

申請方法等の詳細は、決定次第お知らせします。

住宅ローン控除適用者に対する調整措置

住宅ローン控除は所得税にのみ適用される制度です。しかし、税源移譲に伴い、平成19年分以降の所得税で住宅ローン控除の適用がある場合に所得税と市民税・都民税の税率が変わる関係で、今まで控除できていた金額が控除できなくなるという問題が生じてきます。このような場合には平成20年度の市民税・都民税を減額する方法で、住宅ローン控除制

度を適用している方が不利にならないようにする措置が講じられます。

申請の時期は平成20年2月15日以降を予定。

申請方法等の詳細は、決定次第お知らせします。

国から地方への税源移譲

より身近な行政サービスを効率よく行えるよう国から地方へと税源の移譲が行われます。(別表2参照)これに伴い下記のような税制改正が行われます。

1 市民税・都民税所得割の税率が10%に統一されます(別表3参照)

2 調整控除が創設されます。

税源移譲前後の税負担の変化は別表4を参照ください。

平成19年度の税制改正の影響は?

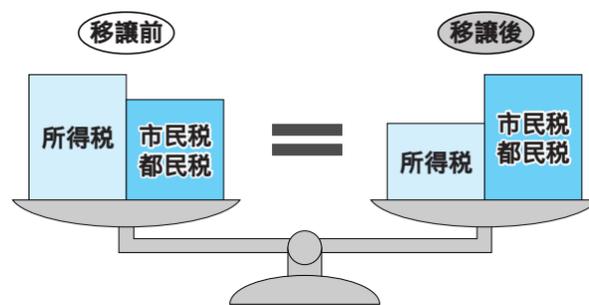
今回の税制改正による税率の変更は、市民税・都民税については平成19年度から、所得税は19年分からになります。実際には、それぞれの納付方法により税制改正の影響が出る時期に違いがあります。

給与所得者の方等 サラリーマンのように毎月の給料から所得税を天引きされている方は所得税が平成19年1月分から、市民税・都民税は平成19年6月分からの変更となるため、多くの場合、税負担の減少が先に表れます。

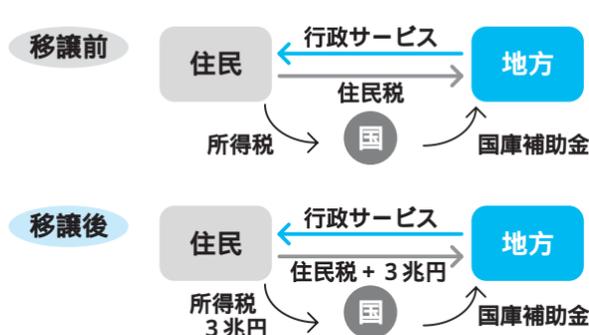
年金を受給されている方 年金から所得税が源泉徴収されている方は平成19年2月に支払われる年金から、市民税・都民税は給与所得者等と同じで平成19年6月からの変更となるため、多くの場合、税負担の減少が先に表れます。

事業をされている方等 市民税・都民税が平成19年6月から、所得税は平成20年3月の確定申告により税率の変更が適用されるため、多くの場

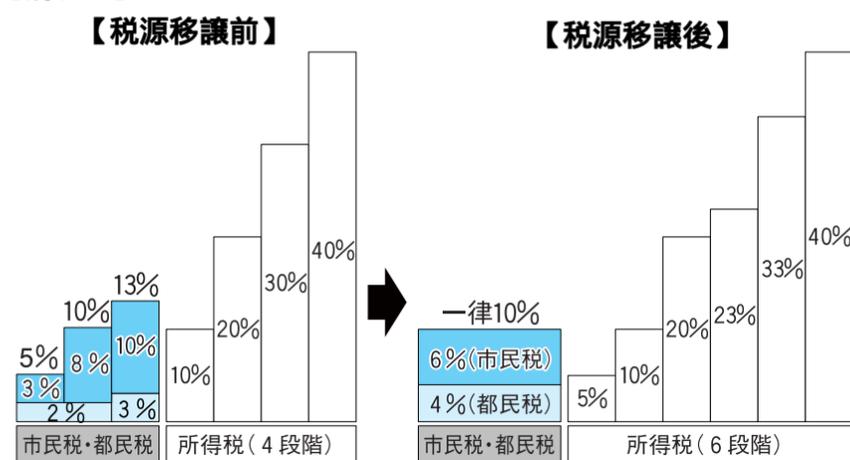
【別表1】



【別表2】



【別表3】



合、税負担の増加が先に表れます。

65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置は?

平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円

以下の方に対する経過措置が平成19年度も引き続き行われます。平成19年度は市民税・都民税の年税額の3分の1相当を減額しての課税となります(均等割は市民税2,000円、都民税600円)

【別表4】

✿ 税率および税源の移譲前後での税額変動のモデルケース ✿

【給与の収入の方の場合】

【例1】 給与の年収が300万円の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり 扶養(子2人)あり	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000
単身者	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500

【例2】 給与の年収が500万円の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり 扶養(子2人)あり	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000
単身者	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000

【年金収入の方の場合】

【例3】 年金収入が250万円 で65歳以上の方の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり	41,500	25,700	67,200	20,700	46,500	67,200
単身者	81,300	43,100	124,400	40,600	83,800	124,400

【例4】 年金収入が300万円 で65歳以上の方の場合	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)		
	所得税	市・都民税	合計	所得税	市・都民税	合計
控除対象配偶者あり	88,000	49,000	137,000	44,000	93,000	137,000
単身者	127,800	66,400	194,200	63,900	130,300	194,200

例1・2の①で2人の子のうち、1人は特定扶養親族に該当するものとします。

例1~4には全て一定の社会保険料の支払いがあったものとして計算しており、市民税・都民税均等割額は含まれていません。

上記は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度市民税・都民税から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。